

幼児教育・保育の無償化に係る提出書類

幼稚園（教育利用）に在園されている方のうち、預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けることが必要です。お知らせをご確認のうえ、必要書類をご利用の施設にご提出ください。

1 預かり保育を利用しない場合

無償化に係る新たな手続きは必要ありません。

2 預かり保育を利用する場合

「お知らせ」をご確認のうえ、次の書類をご用意ください。

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- (2) 就労（内定）証明書等（保育を必要とすることを証明する書類）
※父母ともに必要です。

3 提出先・期限

必要書類をご確認いただき、利用日の7日前までに町健康こども課健康こども係（情報センター）へ提出してください。

【保育を必要とする事由及び給付認定期間】詳細は「お知らせ」をご確認ください。

| 保育を必要とする事由 | 給付認定期間 |
|--------------------------------------|--|
| 就 労 | 月 64 時間以上の就労が継続する期間 |
| 就労の内定・求職活動 | 利用開始日から 90 日を経過する日が属する月の末日までの範囲内で、就労を開始するまでの期間 |
| 妊娠・出産 | 出産予定月と前後 2 か月ずつの最長 5 か月間 |
| 病気・ケガ・障がい等 同居又は長期入院して いる親族等の介護 | 診断書等に基づき町長が必要と認める期間 |
| 就 学 | 学校等の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までのうち、町長が必要と認める期間 |
| 災害復旧 | 災害復旧状況に応じて町長が必要と認める期間 |
| その他 | 状況に応じて町長が必要と認める期間 |